

皇位継承問題

～近い将来訪れる皇位継承問題について～

平成23年6月13日

法学部1回生 石田 悠人

目次

1. はじめに 2. 現行の皇位継承法 3. 他国の王位継承法
4. 秋篠宮悠仁親王殿下ご誕生以前 5. 皇位継承問題の現状 6. おわりに

1. はじめに

2006年9月、秋篠宮悠仁親王殿下がお生まれになった。それまで注目されていた皇位継承問題は急速になりを潜め、祝賀ムードが日本全国に広がった。しかし、依然として、天皇家の皇位継承の将来は暗いままであり悠仁親王殿下のご誕生は、一時凌ぎにすぎない。最近では、ほとんどの国民がこのことを忘れているかもしれない。しかし、国民は将来その問題に直面すると多かれ少なかれ無関心ではいられないはずだ。今回の勉強会では悠仁親王殿下ご誕生以前と、誕生後の当問題のありようと、当問題に対する幾つかの提案を議論していきたいと思う。

2. 現行の皇位継承法

現在の皇位継承法は、日本国憲法第二条と皇室典範第一章に明記されている。

・条件

日本国憲法第二条 「皇位は世襲のもの」

皇室典範第一条 「皇位は皇統に属する**男系の男子**が、これを継承する。」

同第二条は、直系優先、男子のみとする内容

同第九条

「養子をすることができない」

・ 儀式

踐祚の儀（剣璽等承継の儀、皇霊神殿に奉告の儀、賢所の儀、朝見の儀）

即位礼、大嘗宮の儀

3・他国の王位継承法

イギリスの王位継承順は王位継承法により明記されている。

- ・ スチュアート家の血を引いている者（ハノーファー選帝侯妃ゾフィーの子孫）に限る
- ・ 継承者は国王の直系子孫。男子優先、長子先継
- ・ プロテスタント信仰であること。王位継承後イングランド国教会・スコットランド国教会に帰属すること
- ・ カトリック信徒、カトリックに転向した者、カトリック信者と結婚した者は継承権を放棄する
- ・ 非嫡出子は継承権が与えられない

他、ヨーロッパ王室の場合

19世紀末までは、6世紀初頭のアロヴィンギ朝に編纂されたサリカ法典により、男子による継承しか、認められていなかったが、世継ぎの男子がいなかったり、国際的、国内的事情により男女平等、長子優先になっていった

例) ベルギー、オランダ、ルクセンブルク等

4. 秋篠宮悠仁親王殿下ご誕生以前

- ・皇室には 30 歳代以下の男子がいなかった
- ・各宮家の子どもには女性皇族しかおらずこのままでは絶家の可能性大（以前かわらず）
- ・小泉総理（当時）による私的諮問機関「皇室典範に関する有識者会議」の設置（2004 年～2008 年）
- ・上記機関による最終報告書の「女性、女系天皇の容認」、「皇位継承順位は男女問わず長子を優先」とする旨が小泉首相に報告
- ・皇位継承順位第五位（当時）である三笠宮寛仁親王殿下が、女系天皇の反対を表明
- ・小泉首相、第 164 回通常国会施政表明演説にて、今国会での皇室典範改正に強い意欲を表明（2006 年 1 月 20 日）
- ・秋篠宮妃紀子が第 3 子懐妊との報道（2006 年 2 月 7 日）
- ・小泉首相、今国会での皇室典範改正案の提出を断念
- ・秋篠宮妃紀子が悠仁親王殿下をご出産（2006 年 9 月 6 日）

5. 皇位継承問題の現状

現在、国民の間では彼の問題はほとんど忘れ去られているかもしれない。しかし、来るべきその問題に対する政府又は民間により提議されているもので有力なものを 2 つほどを上げる。

1. 男系のみならず女系子孫にも皇位継承資格をみとめる。

- | | |
|------|---|
| 賛成意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・皇位継承者がいっきに 8 人増え、15 人になる ・日本国憲法が謳う、男女平等になり国際的・国内的にも受け入れられやすい ・将来的にも皇統断絶の可能性は限りなく低い |
| 反対意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまで男系で万世一系（真偽はともかく原理として）でやってきたものが崩れる |

- ・過去に女性天皇は存在したが、皆、皇女で元皇后あるいは元皇太子妃または生涯未婚の内親王であり女系天皇・女系皇族が誕生することなどありえなかった
- ・女性天皇の配偶者に対する扱いはどうすべきか

2. 皇籍離脱した男子（あるいはその男系男子）を皇籍復帰させ、男系継承を維持する。

賛成意見

- ・先述した男系による万世一系が維持される
- ・古来より直系皇族に男子がいなければ宮家の男子が継ぐのが、普通
- ・過去にも、一度臣籍降下した皇子が皇籍に復帰して皇位を継承した例がある（宇多天皇）

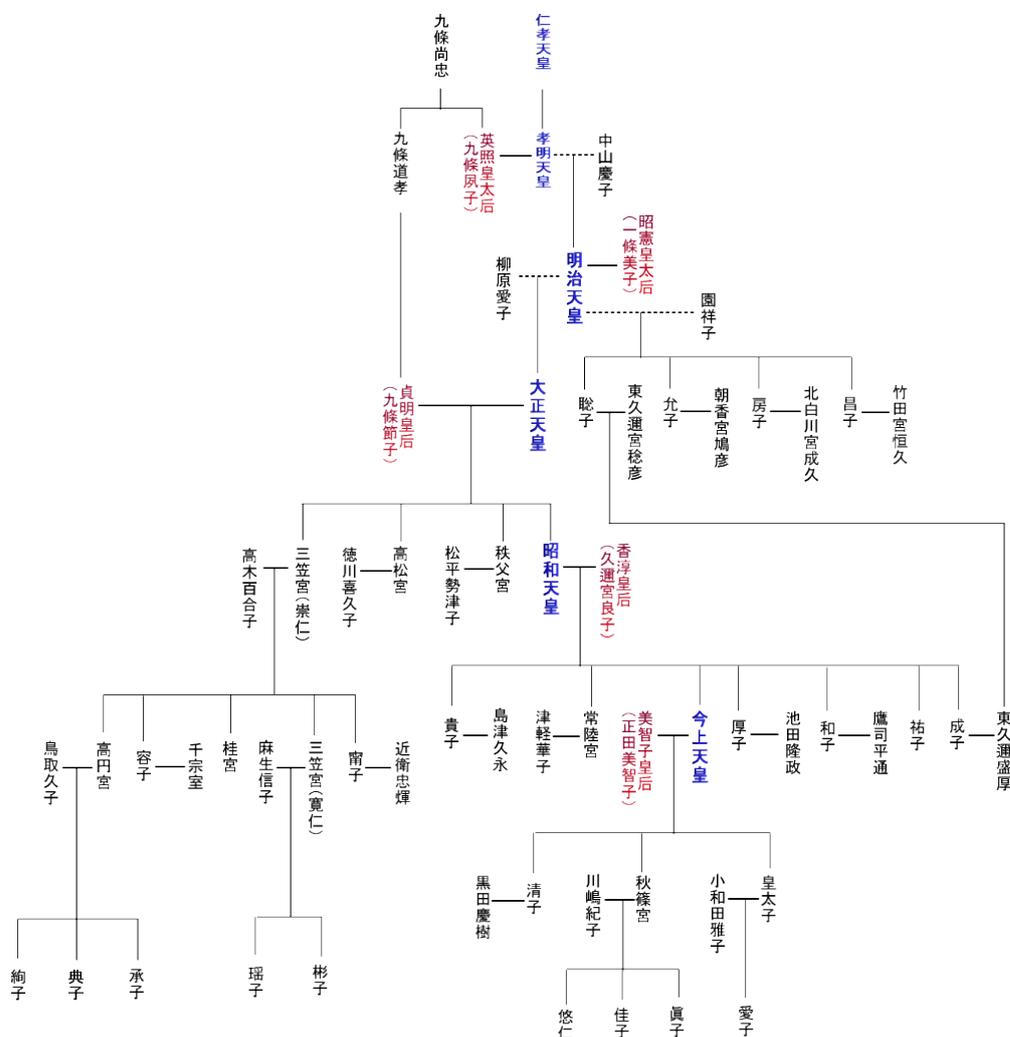
反対意見

- ・いくら旧皇族といえども、臣籍降下してから 60 年も経っているのでは、国民の理解が得られないのではないか
- ・すべての旧皇族を皇籍復帰させれば皇室経費が膨大になるのではないか
- ・今は、一般人となっている旧皇族の方々の意向は？

6. おわりに

不肖ながら私見を述べたいと思う。自分は、女性天皇は認めても良いのではないかと思う。しかし、女系皇族は伝統的に言って認めがたい。故に、女性天皇は中継ぎでその配偶者と共に産まれた子女は永世皇族とはせず、いずれご結婚なされた時に皇籍離脱をしていただくという方法を考えた。そして、男子継承者がいない宮家には旧皇族で、一番、現天皇家に近い方を各宮家の養子にし、跡をついで頂き産まれてきた子

息に皇位を継承して頂くのである。そうすれば、現状の天皇家の万世一系は守られ、天皇家の祭祀も守られるはずである。いずれにしろ、自分はこの世界的にも永きに亘り君臨し、日本最大級のソフトパワーをもつこの家族がこれから先 100 年、200 年後にも存在していることを願うばかりである。



<参考文献>

- 中野正志 『女性天皇論』 2004年 朝日新聞社
- 高橋紘 所功 『皇位継承』 1998年 株式会社 文芸春秋
- 成清弘和 『女帝の古代史』 2005年 講談社
- 宮内庁 HP (<http://www.kunaicho.go.jp/>)